

平成 22 年度西大台利用調整地区の運用結果について

1. 平成 22 年度立入認定事務の開始

(1) 新たな指定認定機関の指定（上北山村商工会）

- ・平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、西大台利用調整地区における指定認定機関として、上北山村商工会を指定した。
- ・認定状況は、平成 22 年立入認定者 1,708 名（平成 21 年 1,273 名：134.2%）
- ・申請窓口を変更したことを環境省ホームページ等により周知を行った。

(2) 認定関係事務の改善

①申請から認定までの期間を短縮

- ・郵送による申請の場合、窓口への提出期限をこれまでの 10 日前必着を 5 日前必着に変更した。平成 22 年実績 10 日以内の申請者（482 名/1,708 名：28.2%）
- ・窓口への直接申請の場合は直前であっても、審査、認定証の発行及び受け渡しが確実である場合は個々の状況に応じて対応した。（482 名のうち 76 名/1,708 名：4.4%）
- ・インターネットを活用した事前予約については、現在セキュリティの確保のための作業を行っている状況であり、平成 23 年に開始予定である。

②立入認定日の変更

- ・大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、同一年度内（3ヶ月以内）において一回に限り認定された立入日の変更が可能となった。（6 名/1,708 名）

2. 自然公園法の改正（利用調整地区の改正）

- ・代表者による申請手続きが可能となった。

平成 22 年認定者数 1,708 人（申請総数 474 件）の内、代表者認定が 1,193 人（215 件）69.8%（45.4%）で、個人認定が 515 人（259 件）30.2%（54.6%）であった。